

対象機器・備品、消耗品

2020年6月26日現在

本制度は、機器、備品等を購入いただくことを前提として、消耗品の購入に対して補助（機器・備品等の1/4以内）を行います。

消耗品のみ購入は補助対象になりません。ご注意ください。

※ 表に記載されているものは、あくまで例です。

※ この表は、県の事業での対象備品等ではありません。

県事業の対象備品等は、県ホームページ等でご確認ください。

機器・備品等

自動手指消毒器
非接触型体温計
接客用パーティション
フェイスシールド
網戸 枠付きのもの（換気対策）
加湿器
温湿度計
空気清浄機
サーキュレーター（換気用）
扇風機（換気用）
噴霧機（消毒液などを散布する器械）
噴霧器（消毒液などを入れる容器）
低濃度オゾン発生装置
つい立
接客用アクリル板
ロールカーテン
ペーパータオルホルダー（ケース）

❖ 注意！ ❖
❖ 注意！ ❖
❖ 注意！ ❖

消耗品

アルコール消毒液
除菌剤
接客用パーティションの取替用ビニール材
フェイスシールドの取替用シールド材
網戸 取替用の網資材（換気対策）
マスク
ウェットティッシュ
ゴム手袋
ペーパータオル
清掃用ウエス、クロス

注意 上記のもの以外にも、感染防止対策につながるものであると、社会通念上判断できるものについては、対象となります。